

資本関係・人的関係調書記載要領

1. 【様式9】資本関係・人的関係調書について

- 1の「資本関係に関する事項」については、会社法第2条第4号又は第3号の規定に該当する親会社・子会社を有する場合に記入して下さい。
- 2の「役員等の兼任状況」については、役員等が他の会社の役員等と兼任している場合に記入して下さい。「役員等」は、代表取締役、取締役並びに会社更生又は民事再生の手続き中である会社管財人とし、監査役は含みません。また、役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合は、上記に該当するものとして記入して下さい。又、個人の代表者が法人の役員等を兼ねる場合についても記入して下さい。
- 3の「自社の者で他社の入札に関わる営業活動に携わっている者がいる他の会社」については、資本関係・人的関係はないがそれらと同等の会社がある場合に記入して下さい。
- 本件の公告日において、建設コンサルタント登録規定の廃棄物部門に登録のある事業者のうち、項目1～3に関係性がない場合は項目4の「該当なし」を「○」して下さい。
なお、「該当なし」の場合は、項目1～3の記入及び、様式10の提出を省略することができるものとします。

2. 【様式10】役員名簿について

- 記載事項については、申請日時点で記入して下さい。
- 登記簿謄本に掲載している役員名（個人業者の場合は事業主）を記入してください。

- 「住所」欄は、番地等まで明確に記載して下さい。

3. 資本関係・人的関係に抵触する基準について

《資本関係について》

以下のいずれかに該当する場合があります。

- (1)親会社と子会社の関係にある場合
- (2)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

●親会社・子会社の定義

- 親会社：株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第4号）
- 子会社：会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。（会社法第2条第3号）

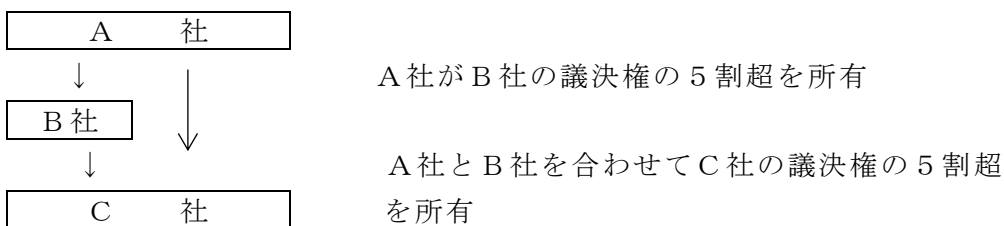
※法務省令＝会社法施行規則第3条

【親会社・子会社の具体例】

1. 直接過半数の議決権を有している場合

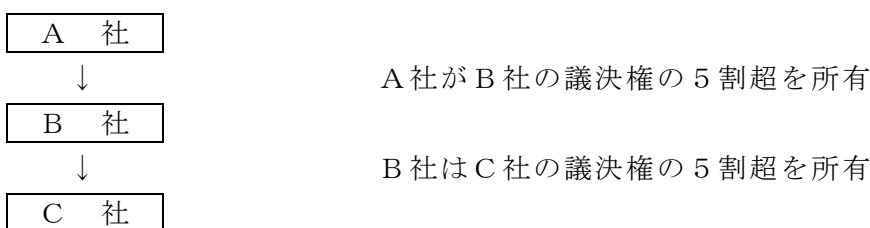


2. 親会社と子会社を合わせて議決権の過半数を有している場合

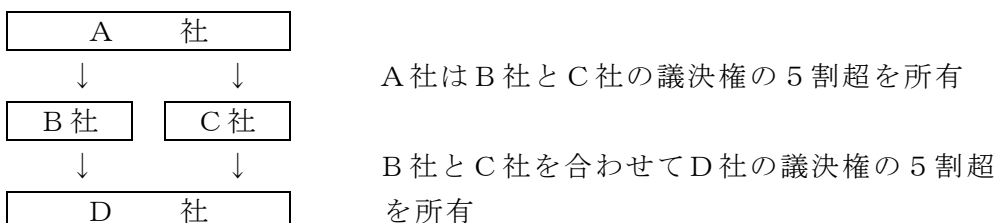


3. 子会社が議決権の過半数を有している場合

<パターン1>



<パターン2>



《人的関係について》

以下のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、監査役は役員に含まないものとします。）
- (2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

● 役員 の 定 義

- 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
 - 取締役（社外取締役を含む。）
 - 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- なお、監査役は役員に含まない。

《自社の者で他社の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社》

上記の資本関係・人的関係には該当しないが、自社の者が他社の入札に関わる営業活動等にも携わっている者がいる他の関係会社がある場合などをいいます。